

## 研究ノート

# 白川分水問題とその今日的意義について

山 中 進

## 1. はじめに

わが国の農業において、灌漑用水を河川に依存している地域にみられる用水の管理機構や分配の問題は、水利問題・水利慣行の基礎をなすもので、日本農業の1つの特質であり、これによって日本の農業および農村が維持されてきた（喜多村、1950）。また、こうした農業水利の問題は、まず何よりも水をめぐる社会的対抗関係の問題であり、この問題は他の社会的・経済的諸問題にくらべて、自然環境と特に深いかかわりあいをもっているといわれている（森滝、1966）。熊本県白川流域の農業水利も、小出（1972）が「白川の上流における表流水は現在のかんがい面積に対してもう少ないとは思えないにもかかわらず、天明新川を開さくし加勢川揚水機を設置せざるをえない地域が2,700町歩に達するのは、白川の水が三角州に流れ出すまえに大量に使われ、その水は再び白川に還元しないためである。ここからいわゆる『白川分水問題』が起こった」と述べているように、白川の上流と下流との間で水をめぐって、この地域特有の問題や抗争が存在したことを指摘している。こうした背景の1つには、後述するようにこの地域の地形・地質的特徴が深くかかわっているといえよう。

白川分水問題のような上流と下流との間の農業用水をめぐる争いは、長い年月の間、維持・継承されてきた利水の秩序、つまり水利慣行を越えて、多くは旱魃時に多発しているが、こうした水争いも水利慣行上の利害関係が解消すれば問題は解決する。幸い、今日では灌漑・揚水などの利水、それに治水技術の開発によって、かつてのような激しい水をめぐる争いが起こることも少なくなった。しかし、都市化が急速に進展するなかで、水の需要は農業だけでなく工業用水や都市の生活用水など多様化し、量的にも拡大の一途をたどっている。今日、熊本都市圏の水資源の主役は豊かな地下水であるが、近年ではこの地下水の保全や水質をめぐって、上流（農村）と下流（都市）との間で解決をはからなければならない課題も浮上してきている。

そこで、ここでは改めて白川分水問題を取り上げ、この問題の今日的な意義について考えてみることにした。幸い、これまで白川流域の農業水利や水利慣行、水利施設、分水問題等に関する研究や資料等も比較的多くあり、これらの研究成果や資料を振り所に、白川分水問題を再考することにした。こうしたことから、本稿に掲載した図・表も、参考とした論文・著書から引用させていただいたことをお断りしておく。

## 2. 白川流域の自然的特性と水田開発

### 1) 白川流域の自然的特性

白川は阿蘇火山のカルデラを水源としている。流路は中央火口丘南側の南郷谷を流れ、立野火

口瀬で阿蘇谷から流入する黒川と合流して一本の河川となって、阿蘇西麓の火碎流台地を横切り、熊本市街地に至って平野にて、有明海に注いでいる。流域面積は約350km<sup>2</sup>、うち330km<sup>2</sup>がカルデラによって占められ、黒川の合流点から熊本市街地までの23km内外の間には、支流らしい河川がほとんどないというかわった河川である（小出、1972）。

このため「おたまじやくし」のような特異な流域形状が形成されている（図-1）。これは台地の傾斜が他に比べて緩やかで平坦なことや、浸透性の良い火碎流堆積物の層が厚いこと（深いところでは200m以上にも及んでいる）などによるものである（島野、1992）。白川流域の台地面は、きわめて水の浸透性が高く、漏水の甚だしい地域となっている。竹内（1952）も、合志台や黒石原などの台地表面に流水のある谷がみられないことから、本来浸透量の大きいところで、水路における漏水、田地における浸透水がきわめて大きいと述べている。本田（1970）もまた、この地域の軽土・乾土は、下流の湿土・重土に比して「不斷水をかけざれば旱田に及び下在の五反の田水を堀反に呑む」程の相違があるといわれ、渴水時には中流部で可能な限り取水するため、下流部では必要な水量の確保が困難になることを指摘している。

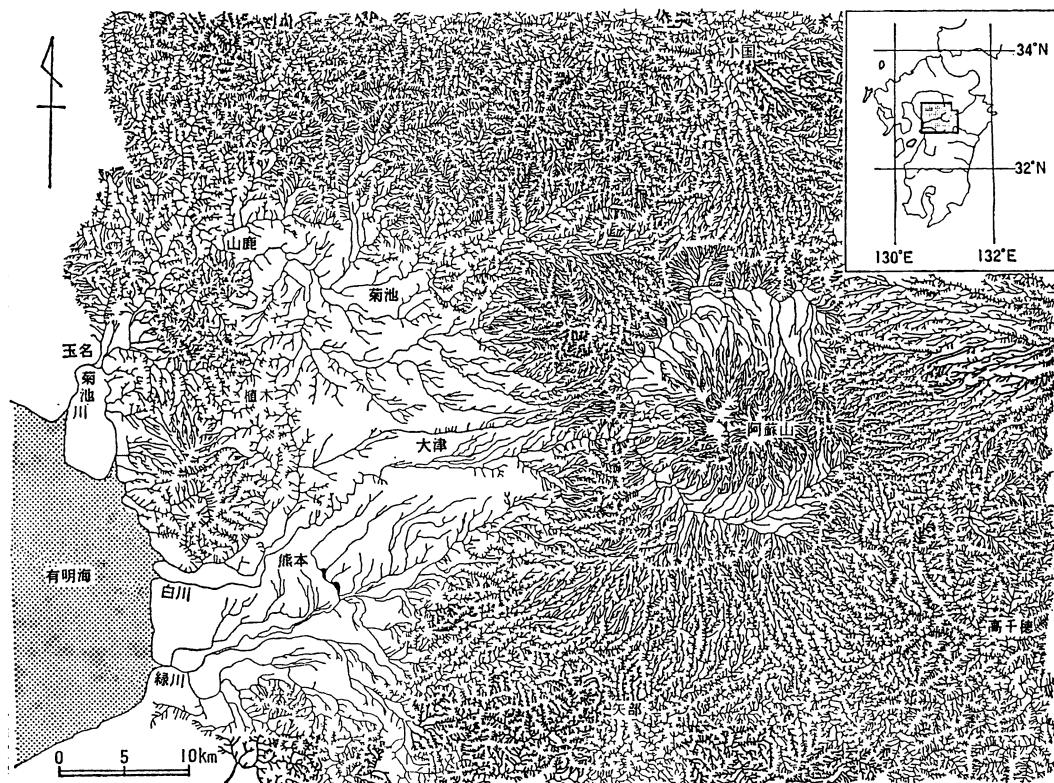


図-1 阿蘇西麓台地周辺の水系図

(島野安雄による)

## 2) 水田の開発と水利

白川流域の水田開発は、加藤清正が瀬田下・上井手の築造を意図したことに始まるといわれている。清正の水利施設築造の主たる目的は水田開発で、肥後入国翌年（1589・天正17年）に築造した瀬田下井手は、白川水系最古の水利施設といわれている（本田、1970）。『大津町史』（大津町、1988）は、清正入国時の案内者、西曉坊の問答（「大津史」所収）をあげて大津開発の発端としているが、ここには当時の台地の状況が興味深く記されている。その一部を紹介しよう。

- 一、川筋の北に見ゆる茅野は大津原、原水、川久保と申して其広さ毫万町歩もあろうが所々に挿さ田作あり余は草野に候。
- 一、あの草野に水を白川より分けて流し、田地とする工夫なきかとの仰せ御尤もに候。勿論太古元明天皇の和銅年中、当時の領主阿部の乙名の掘りたる井手あれど、一千年に余る星霜を経て、埋れ果て殆ど水か、り申さず候が、其入口はこれより東西の川筋に一叢茂る社の見ゆる瀬田と申す所に候、これを更めて掘直したらんには数百町歩の良田が出来るとは思はれ候、されど大津原には水か、り申す間敷く候。
- 一、大津方面までも水を灌ぐには右の瀬田から上流に瀬田山の麓に比丘尼谷という所あり、其辺に取入口を作りて鑿りなば水か、るべく思はれ候。

なお、堰の築造や竣工の時期については諸説があつて定かでないが、ここでは下井手は元和年間（1615～1624）に加藤忠広によって完成をみ、上井手は1618（元和4）年に忠広によって工事が開始されたと記されている。

続いて、『大津町史』から、しばらく細川氏時代の開田の進捗状況や水利、堰の維持・管理等についてみると、瀬田上・下井手の管理は大津手永によってなされ、井手の維持・補修には村々から役男がかり出されている。また、瀬田井手筋の維持や保全の中心になったのは水方役人であった。白川筋の大きな災害は1689（元禄2）年、1796（寛政8）年、1804（文化元）年、1828（文政11）年、1844（天保15）年に発生しているが、1804（文化元）年4月の洪水後につくられた「文化二年大津手永瀬田上下井手筋井樋分水調帳」には、井手復旧後の瀬田上・下井手から支線水路への配水法をきめ細かく規定している。そこには、配水は灌漑面積に対応して定められ、「夏水」が水田用、「冬水」が畠地用に当てられ、各支線の取水口の大きさの決定には耕地面積の平方根が基準となっていたようである。

当時の瀬田上・下筋の灌漑面積は表一の通りであるが、本表に関連して、「本地」とはかつての畠地（本田畠）が開田されたところである。時代は前後するが、『大津町史』は1646（正保3）年の「郷帳」について、これが1604（慶長9）年の「郷帳」を踏襲したものであるとの前提で、「大津手永では大津村・塔迫村・大林村・吹田村・森村・中島村・陣内村・町村はすべて畠方の村とされ田方の記録はない。ところが慶長十三年の吹田村・上町村・下町村・灰塚村・陣内村の検地帳では田方が記録されている。」と述べ、少なくとも1608（慶長13）年には開田がすすみ、下井手による用水が確保されていたと推察している。また、「新地」は慶長13年の検地以降に開発された土地であるが、大津手永では「村立新地」と称して、中尾村（高123石8斗6升9合）、南方村（高137石5斗1升9合5勺）、馬場村（高191石6斗7升9合5勺）、新町（高146石8斗6升5合5勺）など、新地ばかりの名をあげて、合計で1,448石余の新地があったという。白川中流域で大津手永では最も下流に位置する村々は、津久礼井手・下井手の末流にあたり、正保の「郷帳」ではすべて畠高であったのが、これらの井手の開通で水田化していった。

一方、下流の三角州地帯にある水田は、軍用田として加藤清正時代から重要な位置を占め、そ

の後も肥後米の主要な産出地として藩の手厚い保護をうけていた（竹内、1952）。しかし、はじめに述べたような事情から、この地域は日照りが続くと、しばしば用水不足がおこり、旱魃の被害が多発した所である。そのため藩政期には、白川が減水すると下流（三角州地帯）側と上流（台地）側との間で、常に用水分配について協議し、下流部が上流部に対して分水を要求すれば、状況に応じて上流部が取水を中止して、一定時間下流部へ用水を流下させるという水利慣行が生まれ、長らく守られてきたのである（竹内、1952）。

表-1 瀬田上・下井手筋田畠水懸分水一覧（文化2年）

	本 地	新 地 諸 取 物	御 敷 免 開	御 給 人 上 取 物	計	
上井手懸	町 81.1.9.09	町 19.5.9.21 24.9.6.24	町 4.4.8.03	町 17.2.9.15	147.5.3.12	瀬田、大林、吹田、森、中陣内、下陣内、引水、上大津、下大津、苦竹、塔迫
下井手懸	99.8.0.27	1.0.1.18 5.0.9.15	7.5.2.24	19.5.9.21	119.1.5.06	大林、吹田、森、陣内、下陣内、新、灰塚
中井手懸	17.8.3.24	6.09		5.6.15	18.4.6.18	中陣内、下陣内、町
糖井手懸	39.1.1.15	4.24 1.3.9.00	1.6.2.00	6.1.6.24	48.3.4.03	森、陣内、中陣内、町、下町
計	237.9.5.15		13.7.3.06	29.7.3.06	333.4.9.09	

（『大津町史』による）

### 3. 白川流域の水利と灌漑区域

藩政時代の白川の取水施設について規工川（1992）は、「白川の絵図」（熊本県立図書館所蔵）をもとに検討しているが、それによると立野火口瀬より下流には19の取水施設が描かれ、当時は渡鹿堰より上流の取水施設はすべて石積みの溢流堰で、中央に舟や筏を通す『筏通し』が設けられていたという。一方、その下流には上近見村の三本松井樋、十八口井樋をはじめ9カ所の井樋があったようで、これらはその後、小規模なものは統合され、1898（明治31）年頃では、黒川から取水する立野井手の取水施設である赤瀬堰を含め、畠、瀬田上井手、瀬田下井手、外牧、岩坂中島、玉岡、津久礼、馬場楠、渡鹿、三本松、十八口、中島堰の13カ所となっている」と述べている。また、1927（昭和2）年当時の取水堰とその灌漑面積、用水区域は表-2の通りであるが、これによると灌漑面積の合計は3,865町で、そのうち上流堰が1,319町（34%）、下流堰が2,546町（66%）で、現在これらは土地改良区によって管理されている。なお、上流堰とは津久礼堰までをいい、下流堰とは馬場楠堰から下流をいう。

ところで、竹内（1952）は15本の用水が白川より引水されているが、この用水系統（図-2）について、次の2点に注目している。要約してみると、第1は三角州末端の南縁部（加勢川北岸部の低位部）が、自然の勾配からすれば白川の用水区域であるべきところ、天明新川の灌漑区域になっていることである。天明新川は天明年間（1781～1789）に江津湖の水を引き灌漑用水にするために、加勢瀬川の北岸に沿って開削されたもので、灌漑面積は1,600町歩に達している。この区域は白川の用水路の末流に当たるが各用水の水量が豊富であれば、わざわざ新川を掘る必要のない所である。第2は白川補給水普通水利組合（現土地改良区）の加勢瀬川揚水機灌漑区域の

存在である。この区域は十八口堰以下、五丁堰、井樋山堰、松ノ木堰の4堰によって灌漑されるほか、一部沖新村の干拓地では掘抜井戸が使用されている所で、面積1,142町歩におよんでいる。ここは上流にある諸堰の引水で、旱魃の際には数回の分水がおこなわれても僅かの給水しかできず、大きな被害を被ってきた地区である。

表-2 白川中・下流域における昭和初期の水利組合と現在の土地改良区

昭和2年(1927)の水利組合 <sup>a)</sup>			平成3年(1991)の土地改良区 <sup>b)</sup>		
名称	灌漑面積	用水区域	名称	組合員数	受益面積
	町			名	ha
畠堰	75	阿蘇郡錦野村(大津町)	錦野	259	146
錦野堰	61	阿蘇郡錦野村(大津町)	追井手	136	76
迫堰	80	阿蘇郡錦野・菊池郡陣内村(大津町)			
瀬田上井手堰	460	菊池郡瀬田村・大津町・陣内・原水村(大津・菊陽町)			
瀬田下井手堰	462	菊池郡瀬田村・大津町・陣内・津田村(大津・菊陽町)	白川中流域 <sup>c)</sup>	1,405	1,080
玉岡堰	45	菊池郡津田村(菊陽町)			
津久礼堰	136	菊池郡津田村( )			
馬場楠堰	145	上益城郡白水村・飽託郡供合村(菊陽町・熊本市)	馬場楠堰	373	184
渡鹿堰	1,245	熊本市・飽託郡画図・田迎・御幸・日吉村(熊本市)	渡鹿堰	924	485
三本松堰	189	飽託郡力合村(熊本市)	三本松	295	128
護藤堰	53	藤富村( )			
十八口堰	384	藤富・八分字村( )	白川南部 <sup>d)</sup>	1,132	795
五丁堰	163	浜田・中島村( )			
井樋山堰 <sup>e)</sup> (中島堰)	304	中島村( )	中島	404	379
松ノ木堰	63	沖新村( )	高砂 (揚水機)	93	58

(規工川宏輔による)

( )は現町村名

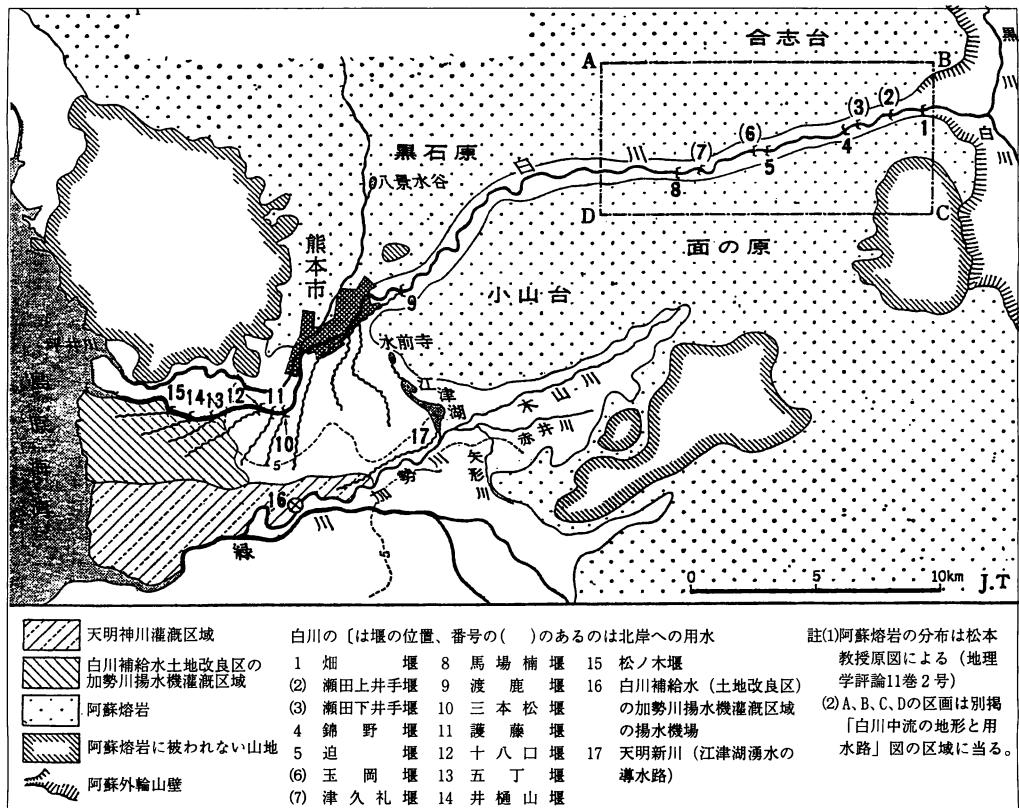
a) 農林省農務局(1934)「農業水利慣行二関スル調査 第一輯」による

b) 熊本県(1991)「平成3年度土地改良区名簿」による

c) 昭和56年(1981)に4土地改良区が合併

d) 昭和62年(1987)に白川字十八口・白川補給水面土地改良区が合併、中島土地改良区の受益地区とも重複する

e) 任意組合であったが、昭和62年(1987)以降、排水施設の維持管理を主とする中島土地改良区と合併した



(竹内常行による)

図一 2 白川沿岸の用水堰と加勢川揚水

#### 4. 白川分水問題と水利慣行

##### 1) 藩政期の水利慣行

これまで述べてきたように、白川下流域は古くから用水の不足する地帯であった。藩政期から渴水期に上流部と下流部で用水をめぐる騒擾がしばしば発生し、分水についての協議がもたれてきた。白川の水利をめぐる慣行が、何時の頃からあったのか定かではないが、『熊本藩年表稿』(細川藩政史研究会)には、「寛政十一(一七九九)年六月十七日、旱魃につき六月十九日暮より翌二十日暮まで白川筋川上磧所々板蓋おろし分水す」とあり、このあたりが分水の最初の例ではないかとの見解もある(吉田、1973)。

『肥後藩農業水利史』(本田、1970)には、白川筋分水紛擾について飽田・託麻・大津手永の惣庄屋協議による1823(文政6)、1852(嘉永5)年、1857(安政4)年の覚書をあげている。ここでは、このうちの文政6年と嘉永5年の覚書を記すことにする。

(文政六年覚書)

文政六年八月二日 御郡方

御奉行中

白川筋分水ニ付テハ追々及達候処唯今ノ処ニテハ大津ノ方別ニシテ旱田多ク及難渋何分是迄ノ趣今承知致候依先爲試右分水ハ差止メ左候而大津専ラ水ヲ取候様尤モ右ノ通ニテハ飽田難渋ノ事ニ付大様白川元水ノ三歩通程ハ鹿渡堰へ日夜下シ夫ヲ以テ養候様右取斗方トシテ御郡横目被差出候間右ノ通ニテ双方共存分ノ儀ハ有之間敷候得共当年柄ノ事ニ付相誘如何体ニモ難押移分ハ上下在田方御横目ヨリ頻々及見分候間其程々応猶各以下ヘ申談至當ニ取斗ニテ可有之候条此段夫々可有之御達候以上

文政六年八月二日 御郡方  
御奉行中

飽田託摩上益城合志阿蘇南郷  
右ノ通ニ候条左様被御心得可有之達候以上

文政六年八月二日 国武源助  
石淵七郎右衛門殿

#### (嘉永五年覚書)

嘉永五年六月朔日ヨリ分水、庄屋中協議

一、六月朔日朝六時より二日朝六ツ時迄一昼夜分水飽託下し

一、六月二日朝六時より元水三歩通り降雨増水迄の間飽託下し

右分水に就てハ御郡方吟味役山口三五右衛門外四名より隔日分水の申談ありしも大津地方より難渋の旨申立たるを以て白川元水の三歩を飽託・下方を指留二日越一夜宛飽託分水に決す即ち次の通り

六月十日午後七ツ時より十一日朝五ツ時迄十六時間飽託下し

但し九日より十日迄降雨増水に付十一日より下方は差留められたり。

このように当時の白川分水は、渴水や降雨の状況をみながら、郡奉行らの指導のもと庄屋たちの協議によってきめ細かく決められ、通称「託麻下し」(上記史料では「飽託下し」といわれる)水利慣行が生まれてきたといえる。

#### 2) 分水問題の背景—上流と下流の対抗関係

藩政期に生まれた水利慣行は、上流優先・古田優先の原則はあるものの、渴水期には上流と下流が常に協議し、下流部が用水を要求すれば上流部は取り入れを中止して、一定時間下流部へ水を流下するという慣行が長らく守られてきた(規工川、1992・竹内、1952)。しかし、水不足が極限に達してくると、長年の慣行も効力を發揮するに至らず、これまで度々激しい水争いが繰り返されてきたことも事実である。

こうした上流と下流の厳しい対抗関係が生じる背景には、先に述べたようにこの地域の流域環境が大きく関わっている。それでは上流と下流との利水については、具体的にどういう状況だったのだろうか。竹内(1980)は、1927年6月旱魃時における堰の取水事情調査(農林省農務局『農業水利慣行に関する調査』、1934)の資料をもとに検討している。それによると、白川第1堰の畠堰における取水前の流量は約 $23.7 \text{ m}^3/\text{s}$ あったが、この流量は7番目の津久礼堰までの上流堰で、ほとんど全量に当たる $23.4 \text{ m}^3/\text{s}$ が取り入れられるという状況であった。さらに各堰の掛面積

と取水量およびその比率を検討しているが、その結果、第1の畠堰は75haに対して約4m<sup>3</sup>/s、全流量の約17%を取水し、瀬田上井手堰は460haに対して約9.8m<sup>3</sup>/sで41%、瀬田下井手堰は462haに対して約4.3m<sup>3</sup>/sで18%、錦野堰は61haに対して約1.7m<sup>3</sup>/sで7%、迫堰は80haに対し約2.4m<sup>3</sup>/sで10%、玉岡堰は45haに対し約0.3m<sup>3</sup>/sで1%余り、津久礼堰は136haに対し0.75m<sup>3</sup>/sで3%、馬場楠堰は145haに対し約0.1m<sup>3</sup>/sで0.5%、渡鹿堰は1,245haに対しわずか約0.25m<sup>3</sup>/s、1%の取水量で、三本松堰以下では水がなく取水することができなかつたという。

灌漑面積が約12%を占めるにすぎない瀬田上井手堰が流量の41%を取水し、灌漑面積が32%を占める渡鹿堰が、わずか1%の流量しか取り入れていないという実態を考えると、いかにも不合理である。しかし、白川流域の自然的特性や水文環境を考慮すれば、こうしなければ上流部の水田が成り立たず、その意味ではきわめて理にかなった方法であり、水利慣行もこうした状況のなかから生まれ、長らく維持・継承されてきたのである。とはいえ、水をめぐる慣行も上流部と下流部のすべての対抗関係を解消するものではなかつた。

### 3) 分水問題

ここでは、明治以降の代表的な白川分水問題を取り上げ、分水に関わる水騒動がどのような協議を経て実行され、問題解決が諮られていったのかをみていくことにする。幸い白川分水問題を取り上げた最近の研究として規工川(1992)の労作があり、吉田(1975)も以前に昭和9年の白川分水問題を詳細に検討しており、これらの成果を拠り所に述べていくことにする。

まず、規工川は飽託郡長の遠藤遠から当時の熊本県知事大浦兼武にあてた「上申書」(明治31年6月10日新達送第2013、ここには別紙として文化11年から明治30年まで17件の白川分水に関する記事が添えられているという)をもとに、1894(明治27)年と1897(明治30)年の白川分水について触れている。

#### (1) 明治27・30年の白川分水について

1894(明治27)年は記録的な旱魃に見舞われた年である。規工川は、この年の旱魃と白川分水の状況について触れた上申書の内容を紹介している。そこには、「七月十四日午後五時ヨリ翌十五日午前一時迄分水施行之処、何分養水欠乏僅時間ノ分水ニテハ殆ント其効力ナカリシニヨリ、関係町村長ヨリ知事ニ具申シ郡長ヨリモ事情ヲ具シテ上申ノ末県庁ニライテ菊池郡ニ往復セラレ、更ニ八月十五日午後三時ヨリ同十六日午前一時迄ノ分水アリシモ当年旱魃ノ模様ハ此年ニ稀ナル惨況ヲ呈シ己ニ数百町ノ田面枯渴シ到ル所亀裂シ漸ク移植ヲアリタル稚苗ハ概ね枯死シテ又生色ナキ実況ナリシカワ、僅々八時間ノ分水ニヨリ蘇生セシムヘキ見込ナキハ勿論、分水ノ水先僅カニ渡鹿堰上ニ止マリ同井通ニ一滴ヲ引キ入レルコトヲ得サル次第ナリシヲ以、再ヒ分水求ムルモ到底作毛収穫ノ見込ナキモノトシ其儘抛擲シ去リタリ」とあり、7月14日午後5時から15日午前1時までの8時間の分水も効を奏さず、関係する町村長や郡長が知事に分水について改めて具申している状況や、8月15日午後3時から翌日の午前1時まで再び分水が行われたが、水は渡鹿堰に達するのが精一杯で、その水すら取水できないという実情を伝えている。渡鹿堰より下流部の旱魃被害の惨状は推して知るべしであろう。

1897(明治30)年の分水では、県が下流側の上申を受けて職員を上流側に派遣して説得に努めた結果である。規工川は、このとき上流側との協議だけでは分水を実行さすことが難しい情勢になっていた点に触れ、1898(明治31)年、下流側が従来の慣行を考慮しながらも、法令の規定による分水を県に具申するに至ったと述べている。そして飽託郡長から県知事に出された「上申書」

の趣旨については、「白川流域の各堰の分水についての古くからの慣行がくずれており、ひとたび旱魃があると容易ならざる紛争が起きるおそれがある。将来を予想して適當な方法を協定しておく必要があるので、関係の阿蘇・菊池・飽託3郡の間でたびたび交渉をしてきたが、上流の関係町村の苦情も多く協議はまとまらなかつた。すでに灌漑の時期も迫っているので、分水に関する県の判定に基づいて、白川筋上下の関係町村および水利組合に対して分水の命令を出していただきたいというものであった」と述べている。また、この上申を受けて、1898（明治31）年7月26日付で県知事大浦兼武が菊池・阿蘇郡役所に出した訓令が、いわゆる「白川分水命令」である。その内容は、「白川筋馬場楠堰以下5か所の下流堰にかかる水田において灌漑もしくは灌漑のおそれがある時は、県が分水の期日、上流堰の井樋口の閉塞の期間を指定して当該の菊池・阿蘇郡長に命令し、郡長はこれを受けて水利組合管理者または関係町村長に施行させるというものであった」と記している。

この他、規工川の記述で興味深いことは、訓令では井樋口の開閉に当たって「警察官吏ヲ派シ監督セシムルコトアルヘシ」と、警察権力の介入を明記していることである。また、分水時間を3:1（反別では4:6）と決めた背景について、「土質ニ於テ上流ハ吸收シ易ク下流ハ滯留ヲ保ツノ差異アルニヨリ両者相斟酌シタル」結果とし、1825（文政7）年の旧来の慣行の申し合わせに従つたとしている点である。

この後、幸いなことに大正初期頃までは大きな旱魃もなく、市町村間の話し合いで解決がはかられ、この訓令が適用されることになった。

## （2）分水協定

熊本県は、1918（大正7）年に河川法を準用して河川取締規程を施行し、渇水時に分水を必要とする場合は、この河川法（第20条第2項6）によって、上流堰における取水を一時制限することができるようになり、これによって分水命令も発している。農林省農務局の「農業水利慣行ニ関スル調査 第一輯」（1934）には、1920（大正9）年に用水堰許可の効力一時停止の件（熊本県令第21号）を上流堰に命じたのをはじめ、1924年と1926年に分水命令が発せられ、警察官立ち会いのなかで、分水がおこなわれたことが記録されている（規工川、1992）。

大正期から昭和初期にかけては、たびたび旱魃に見舞われており、白川流域では水騒動が頻発した時期であった。こうしたなかで、県知事の分水命令とは別に、1924（大正13）年と1926（大正15）年には、県の斡旋で上・下流の関係町村長が協議して申合を取り交わしている。これがいわゆる白川流域分水協定である。その具体的な内容については、吉田（1975）が当時の新聞資料をもとに詳しく紹介しているので、次にそれを記しておく。

### ・分水協定（大正13年11月27日）

- 一、分水は上流七〇時間、下流二八時間とす
- 二、分水開始時期は県に於て必要と認めたるとき
- 三、降雨、増水の時は分水時間中と雖も中止することあるべし
- 四、右協定事項必要あるときは協議の上変更することを得

（中川知事、原田内務部長、西川菊池部長、山田馬場楠堰管理者外上下流関係町村長十八名連署）

### ・分水協定（大正15年7月23日）

- 分水は大正十三年十一月二十七日の申合書により左の順序により処理するものとす
- 一、下流に於て灌漑水に不足を生じ稻の生育に支障ある場合は、其の都度本県に申出づると同

時に上流にも申出づるものとす。

- 二、本県に於て前項の申出を受けたる場合は直ちに上下流につき実地調査を為し果して分水の必要ありと認めたる時は少くとも一〇時間前に上流関係堰管理者に其の分水の予告をするものとす。
- 三、管理者に於て分水の予告を受けたる時は直ちに地元民に其旨を周知せしめ予告時刻に至っては各堰共一齊に取水口樋門を閉塞し分水するものとす。
- 四、申合書第三項により県より中止の通知なき間は申合書第一項に依り分水するものとす。但し水害のおそれある場合は此限りにあらず。
- 五、分水期間は毎年県に於て必要と認めたる時期より九月十五日迄とす。但し申合書第項に依り分水を中止したる時に於て更に分水の必要ありと認めたる時は其開始時期は県より通知するするものとす。

(申合書とは、大正十三年の分水協定をさす)

このように、県は河川法にもとづく分水命令を発することは極力避け、これまでの慣行を尊重し、県が間に入りながら協議原則に則った分水の実施を指向していたといえる。

### (3) 昭和初期の分水問題

1927（昭和2）年と1934（昭和9）年の旱魃は、これまた下流域の水稻が殆ど枯死する状況に追い込まれるという深刻なものであった。1927年旱魃では、7月19日に下流側村民2,000余名が大挙して県庁に押しかけ、分水命令の発動を陳情している。県も上流側にたびたび分水を促すが協約通りに実行されず、ついに7月27日河川法による分水命令の発令を決定している。結局この時は、上流側が27日午後8時より28時間の分水を決定し、分水命令を発動するまでには至らなかつた（規工川、1992）。

1934年の大旱魃は、（吉田、1975）によると「七月三十一日、白川下流一帯の水田は、数日来の旱天で、川の水は激減し、灌漑水は得られず、田面亀裂して植付けた苗が枯死に瀕し始めた」状況にまでなっていた。そのため8月1日午前10時より、大津町役場で第1回の分水協議会が開催され、4日夕刻より上流各堰20時間宛の分水（託麻下し）をすることが決められている。吉田（1975）は、この年の白川分水問題について当時の新聞資料を詳細に検討し、その経緯を詳しく述べているので、ここではこの論文をもとに、白川分水についてどのような話し合いがもたれ、それがどのようにして実行に移されていったのかをみていくことにする。

第1回分水についての協議は、8月1日午前10時から大津町役場で開催されている。この協議会の出席者は、上流側（畑、瀬田上井手、瀬田下井手、錦野、迫の各堰筋）より宇野忠吾大津町長、江藤繁雄陣内村長（県農会副会長）外18名。下流側（津久礼、馬場楠、渡鹿、三本松、十八口、井樋山、松山の各堰筋）より大塚勇太朗鮑託郡農会長、井手秀雄中島村長外18名で、県より上原属、中村技手が列席している。協議は「下流側より現況を縷々説明のあと、従来の慣例に則り上流各堰に相当時間の分水を懇請したところ、上流側も深くこれに同情。四日夕刻より上流各堰二〇時間宛の分水、即ち“託麻下し”をするとの決定」をみている。具体的には、最上流より

畠 堰：4日午後5時30分より翌5日午後1時30まで

瀬田上井手：4日午後6時より翌5日午後2時まで

瀬田下井手：4日午後6時30分より翌5日午後2時30分まで

錦 野 堰：4日午後7時より翌5日午後3時まで

迫 堰：4日午後7時30分より翌5日午後3時30まで

いずれも20時間宛、堰樋を閉鎖しての分水であった。第1回の白川分水は、このように予定通りおこなわれた。しかし、下流堰へは津久礼、馬場楠、渡鹿、三本松の各堰迄がやっとで、最下流の十八口、中島堰には全く水がかからず、このため最下流の農民1,600人は「第2回の分水を即刻実施すべし」との要求を掲げ、県庁前庭に集合し陳情・懇願、数人の負傷者をだす事件になっている。

この事態をうけて、第2回分水の話し合いが8月8日に大津町役場で開催されている。この協議では、上流側は原水、陣内、津田の各村の水田も水がなく、田面は亀裂しており、すぐには分水に応じられないとして、協議は決裂してしまった。8月11日には、鈴木県知事が白川下流と上流の旱魃状況を視察、この日、下流の農民2,000人が大挙して県庁に押しかけている。県では上流側の井堰関係者の代表を招致・懇談し、上流側も同日夕、県の斡旋について検討の結果、8月12日午後5時30分より20時間、第1回分水通り第2回分水をおこなうことを決定。第2回白川分水は8月12日午後5時30分、畠堰以下の上流各堰が、それぞれ30分おき、順次遅れて20時間ずつ堰の樋門を閉めて実施された。だが、今回の分水でも、最下流の中島方面の大半に水が掛かることはなかった。

この時期の新聞紙面でも、「白川の水不足の根本策として、阿蘇地方等に水源涵養に資するため、どしどし植林を励行するようにとの輿論も各方面に高まっている」ことを伝えていたようである。

8月14日には、白川下流関係各町村長一同が県庁を訪問の後、第3回、第4回の分水の配水方法を協議している。ここでは、第3回の分水の際には、最下流の十八口、中島、松山の各井堰に分水するため津久礼、馬場楠、渡鹿、三本松の各井堰の樋門を閉めること、第4回分水の際は津久礼、馬場楠、渡鹿、三本松の各井堰に分水すること、などが下流各堰の相互間の話がまとまっている。これをうけて、県は8月15日には下流側各村長を招致し、第3回分水による下流各井堰の配水協定を促し、下流側の協調が成立している。これにより8月16日午後5時30分より、最上流の畠堰以下、順次20時間の分水をおこなうこととした。また、下流のなかでも上手にある玉岡、津久礼、馬場楠、渡鹿、三本松の各井堰は、16日午後7時20分以下、順次15時間宛樋門を閉ざして下流に分水することになった。権藤、十八口、五丁、中島、松山の各堰は取水制限はなく、最下流のこれらの堰には相当量の水がかかっており、だが、分水も正午頃まで、中島列の1,450町歩のうち灌水したのは116町歩、並建列の取り入れ口は150間ほど用水路を水が走っただけ、という所もあったようである。

第4回の分水については、8月20日に供合、田迎、御幸、力合、八分字、藤富、並建、中島の諸村長らが、県庁に鈴木知事らを訪問、第4回分水方斡旋を懇情している。県はこの日、技師らが大津町長を訪ね、第4回分水方を懇望。8月21日午前、大津町役場で県農林課長以下県庁の係員、下流関係村長、上流井堰管理者らが協議し、第4回分水をおこなうことを決定。同日午後1時30分畠堰より始め、翌22日午後3時30分までの20時間の分水で、方法は第1回、第2回分水と同じであった。

8月27日には、白川下流掛り関係代表者が第5回分水を要望。28日午後5時より20時間分水を実施することを決定しているが、吉田は「九日紙上で二十八日の第五回の分水が予定通り行われたという記事を確認できなかった」と述べ、さらに「新聞記事には明確に出ていないが第六回の分水も行われているようなふしがある。それは三十一日の夜半から阿蘇方面にかなりの雨があって、下流民が分水命令による水の流れを待っているという津久礼堰に関する記事があるからであ

る」と記し、事実関係を調査する必要があるとしている。

この年の旱魃は未曾有のもので、下流堰間における騒擾も頻発した。とくに白川下流堰のなかでも最上流にある津久礼堰は、「昭和九年の白川用水騒擾の一つの主役」といわれるほどであった。この堰の僅か300メートル下流の対岸に馬場楠堰があり、この堰間で、何回となく水の争奪が繰り返されている。

規工川（1992）もまた、渡鹿堰をめぐる紛糾について触れている。この堰も下流堰に属していたが、三本松以下の諸堰に対しては上流に位置するため、取水には常に優位な立場にあった。灌漑区域は当時の画津、日吉、田迎、御幸の4か村（昭和9年、1,245ha）で取水量が多く、そのうえこの堰で取り入れた用水は白川には戻らず、緑川水系の天明新川に落ちるため、下流堰は用水不足になりがちであった。このため渡鹿堰が取水量を増やすことに絶えず神経をとがらせていたようである。このような状況が生じる背景には、「白川沿いの旧飽田郡の村々では、明治時代までは干拓地をはじめ畠地としての利用が多かったが、大正期から昭和初期にかけての耕地整理に伴って水田化が進み、灌漑用水の需要はそれだけ多くなった」ことを指摘し、とくに、大正期から昭和初期にかけての間、渡鹿堰の改修をめぐって、紛糾が多発したと述べている。

いずれにしても、1927年と1934年の白川流域の上流堰と下流堰との間の分水問題は、上流と下流の水をめぐる対抗関係を象徴する出来事であった。県はこうした問題を解消するため、加勢川の水を取水・供給する県営の「白川補給水事業」を構想し、1932年に国庫補助による「白川下流用水幹線改良事業」として着工された。水路は、大和（1958）が詳しく述べているが、当時、飽託郡の「日吉村元三の加勢川右岸取入樋門（大門堰）より400m装工水路を導水してから自然流下し、無田川に逆サイフォンを埋設して、その右岸に第1揚水場を設置した。ポンプ口径36インチ75馬力の揚水機により揚水した水をコンクリート水路を流下し、1,850mで左折し国道・鉄道を暗渠・逆サイフォンで横断して右折し、1,720mで野口の第2揚水場にいたる。ここで再び揚水して自然流下によって各地区毎制水樋門を通して、灌漑面積に応じた必要水量を分水して、中島村沖新細川開にいたる」ものであった。大和（1958）が調査した頃の白川補給水土地改良区は八分子村、藤富村会富、並建村、浜田村、白石村、畠口村甲畠口、中島村の7か村1,025町歩に達していたが、これが白川分水問題を解決しただけではなく、この地域の農業生産力の向上にも大きな役割を果たしていくことになる。

## 5. 白川分水問題の今日的意義

白川分水問題が上流と下流の対抗関係として、とくに尖鋭化してくるのは明治期以降のことである。藩政期には強力な藩権力のもとで、下流域の水田救済のために村々の協議によって地域の実情にあった水利慣行が生まれ、それが長らく維持・継承されてきた。明治期以降になると、開田化の進捗もあって、旱魃が極度に深刻化してくると、長年の慣行もその効力を十分に發揮できなくなり、しばしば流血の惨事を招いている。県は、時には「分水命令」という公権力を発動し実行もしているが、それとは別に、これまでの水利慣行を尊重し、基本的には協議原則に則った申し合わせ（分水協定）による分水の実現に努力してきた。そしてこの水利慣行は、今も引き続生きているのである。

ところで今日、熊本都市圏をめぐる主要な水問題は、これまで述べてきた白川（地表水・河川水）分水問題から、都市における地下水の利用、とりわけ保全・涵養や水質等の問題へと大きく

変わってきた。こうしたなかで、白川の農業水利をめぐる問題には、現在も少なくとも連綿と続く水利慣行があり、利水の秩序が存在している。しかし、地下水には慣行も水利権もなく、基本的には誰でも自由に使うことができるのである。

我々が、白川分水問題から学ぶとすれば、まずは早急に上流（農村）と下流（都市）との間で、協議の場を設け地下水の利用に関するシステムづくりに取り組むことが必要であろう。だが、そのための課題も多い。白川の水利慣行は、白川の河川特性や流域の水文環境を経験的に熟知したなかから生まれてきたものである。これに習えば、地下水の利用をめぐる広域的なシステムづくりにも、地下水の涵養機構の解明や量的把握、水需給の長期的な展望がその前提となる。また、1934年の第2回白川分水の際に、阿蘇地方等に水源涵養に資する植林育成の輿論が高まったように、地下水の保全への種々な取り組みも急がれよう。

白川の水を飲み込み、下流域の農民を苦しめ、この地域特有の水利慣行を生んだ漏水田は、実は貴重な地下水を涵養する地域であった。今日、急速に進む都市化と農業の衰退という状況のなかで、地下水涵養地域のあり方について、関係市町村・機関等における長期的・総合的な視点に立った協議・検討が望まれる。その際、この地域の農業を、新たな展望のもとに位置づけるならば、今後の農業経営や新たな農業生産・農業水利システムの導入、農業的土地利用等のあり方について、広域的な視点に立った検討が必要となる。さらに、都市サイドから涵養域の保全や水質問題等を考えるならば、この地域の水源涵養機能や浄化機能の解明、水田の維持・保全に向けた取り組みとそれに見合った投資も必要となってこよう。

いずれにしても、水をめぐる上流（農村）と下流（都市）との関係は、これまでの対抗関係から、広域的な都市圏行政という新たな枠組みのなかで、協調・連携のもとに進めていかなければならない地域の重要な政策課題であるといえる。

#### （付 記）

本稿は、1998年9月に（財）熊本開発研究センターの自主研究、「熊本地域における地下水に関する総合研究」を行うため、地下水研究会（座長、柴崎達雄・地球科学研究センター代表）が組織され、筆者もそのメンバーの1人として参加したことがきっかけとなったものである。このなかで、筆者は主として水利調整史、とくに白川分水問題に関する文献・各種資料等の収集を分担したが、本稿はこの報告書の一部に加筆・補正したものである。研究会での討論を通して、熊本の地下水に関する勉強をすいぶんとさせていただいた。座長の柴崎達雄先生をはじめ、貴重な資料の提供を頂いた中川理水建設（株）の高橋一氏や研究会のメンバー諸氏、それに本誌への掲載を快諾頂いた（財）熊本開発研究センターの山田忠昭、富田淳の両氏に厚く謝意を表する次第である。

## 参 考 文 献

- 大津町（1988）：『大津町史』。p.505-644。
- 喜多村俊夫（1950）：『日本灌溉水利慣行の史的研究 総論篇』。岩波書店。503p.
- 規工川宏輔（1992）：熊本県白川流域における農業水利の対抗関係とその変化。熊本大学教育学部紀要。v.41, 人文科学、40-50.
- 小出 博（1972）：『日本の河川研究』。東京大学出版会。377p.
- 島野安雄（1992）：阿蘇の地下水。山中 進・鈴木康夫編著：『肥後・熊本の地域研究』。大明堂。17-36.
- 竹内常行（1952）：阿蘇火山白川流域と大野川上流区域の灌溉について。人文地理。v.4-no. 4, 1-14.
- 竹内常行（1980）：『日本の稻作発展の基盤—溜池と揚水機—』。古今書院。452p.
- 本田彰男（1970）：『肥後藩農業水利史—肥後藩農業水利施設の歴史的研究—』。熊本県土地改良事業団体連合会。214p.
- 森滝健一郎（1966）：経済地理学における水利問題研究の課題と方法。経済地理学年報。v.12-no. 1, 1-14.
- 大和英成（1958）：熊本県白川下流域における水利秩序の変更に伴う農業の変貌。駒沢地理。v. 1, 18-24.
- 吉田竹秀（1975）：昭和九年に見る白川分水問題。近代熊本。no.17, 171-202.